

## 情報共有システム活用工事試行要領（営繕工事編）

### （趣旨）

第1条 この要領は石巻市が発注する営繕事業の工事（以下「市発注工事」という。）の一部において、情報共有システムを活用した工事を試行するにあたり必要な事項を定めるものとする。

### （目的）

第2条 公共工事において、受発注者の業務効率化、目的物の品質確保を図るため、情報共有システムの積極的な活用を推進することを目的とする。

### （定義）

第3条 情報共有システムは、「石巻市電子納品運用ガイドライン（案）【営繕工事編】」に定めたものでASP方式とする。

2 利用する情報共有システムのプロバイダは、受発注者協議の上決定することとするが、本要領で使用できるシステムは、国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」の中で下記に示す機能を最低限満たすものとし、かつ、「LGWAN-ASP」に対応したシステムの使用を原則とする。

- (1) 発議書類作成機能
- (2) ワークフロー機能
- (3) 書類管理機能
- (4) 工事書類等入出力・保管支援機能

### （対象工事）

第4条 市発注工事のうち「公共建築工事積算基準等資料」の諸経費体系により積算を行った全ての工事（ただし、緊急性要する工事または修繕、維持管理業務等は除く）を対象とする。

2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、特記仕様書に必要事項（別紙1）を記載し、対象工事であることを明記するものとする。

### （試行方法）

第5条 受注者は、対象工事において、契約後、施工計画書提出前に「情報共有システム」の活用の意向を別途定める「事前協議チェックシート」により発注者と協議し、実施の有無を決定するものとする。ただし、下記の書類については書面での提出を行う。

- (1) 契約図書
- (2) 契約関係書類
- (3) 公印や社判が必要な書類
- (4) その他書面による提出が効率的と判断される書類

(システムにかかる経費)

第6条 情報共有システムにかかる経費は共通仮設費に積み上げて計上している。

- 2 受注者の希望により情報共有システムの第3条第2項第1～4号で定める以外の機能を利用する場合、設計変更の対象としない。

(システム利用者等)

第7条 発注者のシステム利用者は、監督員、副監督員、担当係長、課長補佐及び課長を原則とし、処理状況や変更協議内容等を把握・共有するため、係員等を含めることができるものとする。

- 2 受注者のシステム利用者は、現場代理人、主任技術者（監理技術者）に限らず、処理状況や変更協議内容等の確認体制を構築することを推奨する。

(その他)

第8条 この要領のほか、「石巻市電子納品運用ガイドライン（案）【営繕工事編】」に定めのない事項については、受発注者が協議の上決定するものとする。

- 2 業務委託についても受注者の希望により対象とすることができ、国土交通省の「官庁営繕事業に係る電子納品ガイドライン【営繕業務編】」を参照すること。
- 3 なお、電子納品の試行期間については都合により情報共有システムを活用できない場合は、受発注者協議の上、これまでと同様に書面での提出等をできるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

## 特記仕様書の記載例

項 目	内 容	備 考
情報共有システム活用試行工事	(1) 本工事は、情報共有システム活用の試行対象工事である。 (2) 試行にあたっては、情報共有システム活用工事試行要領 (令和〇年〇月〇日)に基づき行うものとする。 (3) 試行要領は、石巻市ホームページから入手できる。	